# 損害賠償請求訴訟の判決について

令和７年５月１３日
総務課

県立山辺高等学校の元生徒から、令和５年２月に提訴された損害賠償請求訴訟について、令和７年４月２４日に第１審判決がありました。県に対する請求は棄却され、全面勝訴しました。

## １．訴訟概要

（１）原告：県立山辺高等学校の元生徒
（２）被告：Ａ社（サッカーアカデミー運営会社）
　　サッカーアカデミー　Ｂ氏
　　奈良県（訴訟代理人：片山賢志弁護士）

＜当事者の関係性＞
・山辺高校とＡ社は相互連携を図るために基本合意書を締結。Ａ社が運営するサッカーアカデミー（以下「アカデミー」という。）に所属する生徒は山辺高校サッカー部に所属し、同校サッカー部員として公式戦に出場。
・原告は、山辺高校に通学しながらアカデミーに所属。
・R2.3.21 アカデミーは原告がいじめに加担したこと及びアカデミーへの会費を滞納していたことを理由に除名。一方、山辺高校（県教委）は退学処分はせずに指導を実施し、R3.3.1 原告は山辺高校を卒業。

（３）原告の主張
・Ｂ氏からパワハラ行為を受けたことにより、原告が精神的苦痛を受けたとして、Ｂ氏に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を求め、Ａ社に対しては使用者責任に基づく損害賠償請求及び入校契約に基づく安全配慮義務違反を理由とした債務不履行に基づく損害賠償請求
・奈良県教育委員会が、原告に弁明の機会を与えることなく、原告をいじめに関与したとする誤った認知をしたこと及び同認知の内容をＡ社に提供したことについて、精神的苦痛を受けたとして、被告奈良県に対し、国家賠償法第１条第１項に基づく損害賠償請求
・Ａ社が、原告がいじめに関与したという誤った情報の提供を奈良県教育委員会から受け、原告の弁解を聞かないままこれを根拠に除名処分をし、Ｂ氏はこの誤りを知りながら除名処分に加担したとして、Ａ社及びＢ氏に対する不法行為に基づく損害賠償請求

## ２．判決概要

【Ａ社及びＢ氏】
・Ｂ氏の行為のうち、一部がパワハラ行為と認定されました。Ｂ氏は損害賠償義務を、Ａ社は使用者責任を負うため、連帯して１１万円（慰謝料１０万円、弁護士費用１万円）及び遅延損害金の支払が認められました。
・一方で、Ａ社が原告を除名処分する際に、弁解の機会を与えていることから、除名処分については原告の権利を違法に侵害するものとは認められませんでした。

【奈良県】
・県が、他生徒への聞き取り調査を根拠に、原告がいじめに加担したと判断し、いじめ認知をしたことは事実に沿うものと認定されました。また、原告への聞き取りを提案したものの原告側が断っており、弁解の機会は与えていることから、県の行為に違法性は認められませんでした。